

桐生市学校規模等適正化

川内中学校区検討委員会だより

第 4 号

令和 7 年 2 月 17 日（月）午後 2 時から、川内公民館において、第 4 回桐生市学校規模等適正化川内中学校区検討委員会を開催しました。

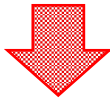
第 4 回 川内中学校区検討委員会の協議内容

＜議題＞

- ・川内中学校区における学校規模等適正化の手法について

＜今回決定した事項＞

- 相生中、川内中学校区で地域協議会を編成する。



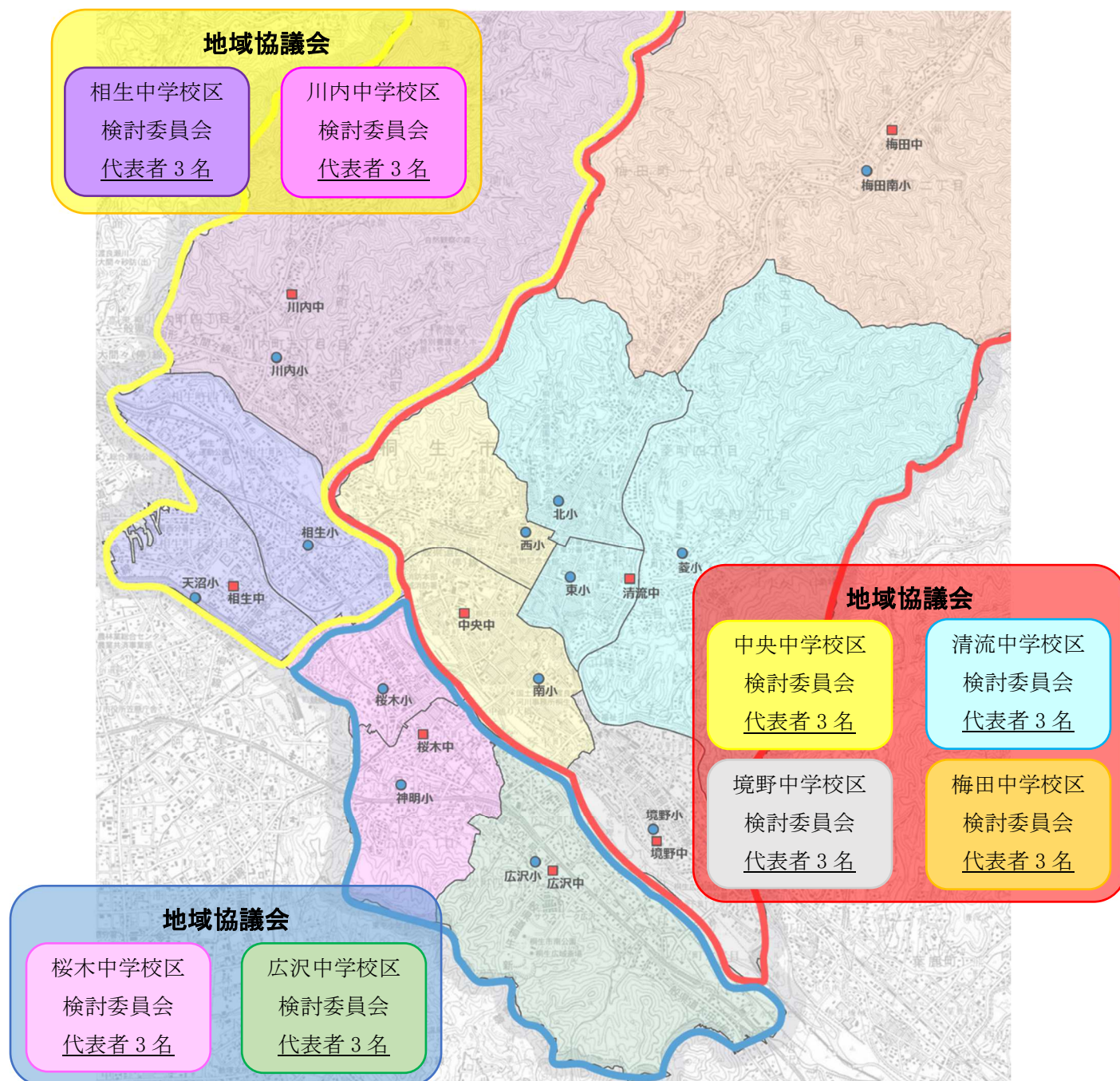
地域協議会では、
2 中学校区で、小学校や中学校の統合を検討することになります。

各中学校区検討委員会の協議結果

令和 7 年 2 月 17 日時点

検討委員会	協議結果
中央中学校区	中央中、清流中、境野中、梅田中学校区で地域協議会を編成する。
清流中学校区	
境野中学校区	
梅田中学校区	
広沢中学校区	広沢中、桜木中学校区で地域協議会を編成する。
桜木中学校区	
相生中学校区	相生中、川内中学校区で地域協議会を編成する。
川内中学校区	
新里中学校区	地域協議会を編成せず、中学校区内の小学校の統合を検討する。

【地域協議会の編成状況】



【令和 5 年度～】

○ 中学校区検討委員会：継続

小学校や中学校の学校規模の適正化について検討するため、中学校区ごとに設置している。

中学校区検討委員会は、各中学校区の意見を集約する組織として継続する。

【令和 7 年度～】

○ 地域協議会：新設

小学校や中学校の学校規模の適正化について検討するため、2 つ以上の中学校区検討委員会で編成する。

地域協議会は、各検討委員会の委員長、副委員長、その他 1 名の計 3 名で構成する。

●お問い合わせ●

桐生市教育委員会事務局 教育環境課 教育未来係
住 所 桐生市小曾根町 3 番 30 号 (桐生市教育センター)
電 話 0277-46-6427 (直通)
ファクス 0277-46-1109
e-mail kyoikukankyo@city.kiryu.lg.jp
<https://www.city.kiryu.lg.jp/kosodate/gakko/1022484/index.html>



詳しくは
2次元コードより
市ホームページを
ご確認ください。